

自動車

自動車税等の減免

障害のあるかたの社会参加を支援するため、障害のあるかた等が所有し、移動手段として使用する自動車の税金(自動車税、軽自動車税)を減免する制度です。

【対象者】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳(三重県発行のものに限る)、精神障害者保健福祉手帳を持っており、次の①、②、③のいずれかに該当するかた

※戦傷病者手帳の該当等級等は別途お問い合わせください。

※有効期限を過ぎた手帳は対象となりませんのでご確認ください。身体障害者手帳の場合は「再認定年月日」(記載されている場合のみ)、療育手帳の場合は「次の判定日」を有効期限とします。

障 害 名	級別	①本人が運転する場合						②家族が運転する場合					
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
視 覚		○	○	○	○			○	○	○	○		
聴 覚			○	○					○	○			
平 衡 機 能				○						○			
音声機能、言語機能又はしゃく機能(喉頭摘出)				○						○			
上肢・運動機能(上肢)		○	○					○	○				
下肢・運動機能(移動)		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
体 幹		○	○	○		○		○	○	○			
内部(心臓・じん臓等)		○	○	○				○	○	○			
知 的 障 害		療育手帳 A 1 (最重度)および A 2 (重度)											
精 神 障 害		精神障害者保健福祉手帳 1 級											

③常時介護するかたが運転する場合：②と同程度の障害があり、身体障害者等のみで生活しているかた

【減免車両】

①障害があるかたが自分で運転するもの

②障害があるかたの通院・通学・通勤・生業・通所・その他の社会参加活動のために、同居する家族等が月4回以上、概ね6か月以上にわたって継続的に運転するもの

③单身等で生活している障害があるかたの通院・通学・通勤・生業・通所のために、常時介護をするかたが週3日以上、1年以上にわたって継続的に運転するもの

※ただし、障害のあるかた1人1台に限ります。

※車検証に記載される所有者、使用者ともに障害者本人でなければなりません。

ただし、割賦販売の場合は、所有者が自動車販売業者等で、使用者が障害者本人でも構いません。
また、障害者が18歳未満の場合、または知的障害・精神障害の場合は、手帳に記載されている保護者、または住民票謄本(世帯全員の続柄記載)等で確認できる保護者の相当するかたの名義でも構いません。

【申請に必要なもの】

◆自動車税

本人運転 障害者本人が所有し、本人が運転する場合	①自動車検査証 ※電子車検証のかたは、電子車検証と一緒に発行された「自動車検査証記録事項」も必要 ②運転するかたの免許証(両面の写しで可) ③身体障害者手帳等(原本が必要) ④減免申請書(県税事務所にあります)
家族運転 障害者本人が所有し、同一生計者(同居しているかたに限る)が運転する場合 上記①～④と、 ア)使用目的の申出書(家族運転用) イ)障害者と運転者が同居していることを証する書類(手帳等や運転免許証で確認できる場合は不要です。)	介護者運転 障害者のみで生活されている世帯の障害者が所有し、常時介護者が運転する場合 上記①～④と、 ウ)使用目的の証明書(通院証明等) エ)世帯全員の住民票の写し(続柄入) オ)自動車運行計画書

※ウ)の証明書で対象の可否が判断できない場合はその他の書類が必要です。

※エ)で他の世帯員がいる場合は、世帯全員の身体障害者手帳等の写し

※使用目的の証明書は3か月以内発行のものに限ります。

※減免申請書使用目的の申出書及び使用目的の証明書の様式は、県のホームページからダウンロードすることが可能です。各県税事務所、自動車税事務所でも入手できます。

◆軽自動車税

本人運転 ①自動車検査証 ※電子車検証のかたは、電子車検証と一緒に発行された「自動車検査証記録事項」も必要 ②運転するかたの免許証(両面の写しで可)またはマイナ免許証 ③身体障害者手帳等(原本が必要) ④減免申請書 ⑤納税義務者のマイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード ⑥委任状および受任者の身分証明書(代理人による申請の場合)	家族運転 左記①～⑥と、 ア)生計同一であることがわかる証明(同居の場合は不要)
	介護者運転 左記①～⑥と、 イ)自動車運行計画書

※②マイナ免許証の場合は、マイナ免許証読み取りアプリで読み取った「免許画像」を印刷したものがが必要です。

※④減免申請書およびイ)自動車運行計画書の様式は、市役所市民税課で入手できるほか、市のホームページからダウンロードすることも可能です。

【申請時期】

◎自動車税

申請予定の自動車を新たに取得するかたは、自動車の登録までに申請してください。

4月1日現在、すでに所有している普通自動車の減免を受けるかたは、納期限までに申請してください。

※三重県四日市県税事務所での申請は事前予約制です。

◎軽自動車税

納期限の7日前までに申請してください。

※制度の利用にあたっては、事前に下記問合せ窓口へご確認ください。

【問合せ】

◎自動車税

三重県自動車税事務所 課税課

TEL 059-253-8057 FAX 059-253-8058

津市雲出長常町字六ノ割1190-1

三重県四日市県税事務所総務室 納税課

TEL 059-352-0572 FAX 059-352-0579

四日市市新正四丁目21-5(三重県四日市市庁舎内)

◎軽自動車税

市役所2階 市民税課

TEL 059-354-8133 FAX 059-354-8309

※名義の変更は、

三重運輸支局(普通自動車)

TEL 050-5540-2055

軽自動車検査協会三重事務所(軽自動車)

TEL 050-3816-1779

次の自家用自動車協会で手続きの代行をしていただけます。(手数料が必要です)

〔四日市〕四日市市元新町4-10

TEL 059-353-8266

〔四日市北〕四日市市松原町15-9

TEL 059-364-1289

〔三重西部〕菰野町大字吉沢1414-37

TEL 059-393-4901

自動車と消費税

次のような自動車は、消費税が非課税となります。

- ①身体に障害を有するかた自身による運転に支障がないよう、身体に障害を有するかたの状態に応じた補助装置(※)が付いている自動車
※補助装置とは、手動運転装置、左アクセル、足踏みウインカー、右駐車ブレーキレバー、足動運転装置、運転手用改造座席等をいう。
- ②車いす及び電動車いすを使用するかたを車いす等とともに輸送できるよう、車いす等昇降装置を装備しかつ車いす固定装置等がついた自動車

自動車運転免許取得費の助成

所

身体に障害のあるかたが、自動車運転免許の取得が自立に役立つことが見込まれるとき、就労など社会活動に参加しやすいよう自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。

【対象者】

次のいずれにも該当するかた

- ①免許を取得したときから、引き続き四日市市内に住所を有しているかた
- ②身体障害者手帳1～4級を持っている18歳以上のかた
- ③世帯の所得制限の限度額を超えないかた
- ④自動車教習所に通って新規に免許を取得したかた
- ⑤他制度により助成を受けていないかた

【内 容】

普通自動車の免許取得に要した費用の3分の2以内、10万円を限度とします。

【申 請】

免許証取得後、1年以内に申請してください。

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

自動車改造費の助成

所

身体に障害のあるかたが、就労などにともない免許証の条件に合わせて、自動車の操向装置および駆動装置を改造する場合、その費用の一部を助成します。

【対象者】

次のいずれにも該当するかた

- ①身体障害者手帳(肢体不自由)を持っている18歳以上のかた
- ②自らが所有し、運転する自動車の操向装置および駆動装置などの一部を改造する必要があるかた
※本人名義の自動車の改造のみが助成対象となります。
- ③世帯の所得制限の限度額を超えないかた
- ④前回の自動車改造費の助成を受けてから、3年を経過したかた

【内 容】

改造に要した費用のうち、10万円を限度とします。

【申 請】

必ず、改造前にご相談ください。(改造後は、申請できません。)

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

自動車燃料費用の助成

所

【対象者】

肢体障害(下肢または体幹)1～3級または内部障害1級の身体障害者手帳を持ち、ご自分の所有する自動車をご自分で運転し、下記の要件にすべて該当するかた。

①75歳未満のかた(当該年度中に75歳に到来するかたは、当該年度のみ対象)

②市民税非課税のかた

※タクシー料金助成を利用しているかた、施設入所中のかた、生活保護を受給されているかたは除きます。

※障害があるかた本人の名義の車両に、本人が運転し給油した燃料費用のみが助成の対象です。

【内 容】

一月当たり、ガソリン、軽油ともに2,500円を上限に助成します。

【申 請】

事前に受給資格認定の申請をしてください。また、年に一度現況届の提出が必要です。

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

運転免許の適性審査

身体に障害のあるかたが運転免許を取得する場合、また、免許取得後、お身体に変化のあった場合などに、その障害の程度により適性審査が必要です。

【問合せ】

三重県運転免許センター適性審査係

津市垂水2566 TEL 059-229-1212

身体障害者標識・聴覚障害者標識

障害があるかたが運転していることを示す標識(マーク)です。

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている人の車に表示するマークです。

聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている人の車に表示するマークです。

有料道路通行料金の割引

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される障害者のかたに対し、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金が割引されます。

※割引を受けるには事前申請が必要です。

※割引金額は通常料金の半額です。本割引の適用を受ける場合、重複して適用されない割引があります。

【対象者】

- ①障害者本人が運転する場合：身体障害者手帳第1・2種を持っているかた
- ②障害者本人以外が運転し、障害者本人が同乗する場合：身体障害者手帳第1種、療育手帳第1種(A)を持っているかた

※身体障害者手帳第2種のかたは、障害者本人が運転する場合のみ割引対象となります。

【割引の対象となる車】

事前に登録が可能な自動車は、以下のとおりです。(一人につき1台のみ)

- ◎自動車は個人所有のものに限り、リース車は長期リース契約の場合のみ対象となります。
- ◎営業用の自動車(車検証等の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載されている場合や、割賦購入または長期リース以外で、法人名義の自動車を利用している場合など)は対象になりません。
- ◎自動車の所有者および使用者：本人、配偶者、直系親族(兄弟姉妹含む)及びその配偶者、並びに同居の親族等(対象者②については、上記のかたが自動車を所有していない場合、本人を日常的に介護しているかたが対象となることがあります。)

※レンタカー、車検・修理時の代車、タクシー(対象者②の人のみ)等でも、手続き後に手帳に貼付するシールを提示することで、割引が受けられます。(ETCは利用不可)

【申 請】以下の書類を持って、障害福祉課の窓口で手続きしてください。

ETCを利用しない場合	ETCを利用する場合
①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証または軽自動車届出済証(※) ③運転免許証(障害者本人が運転する場合のみ) ④割賦契約書またはリース契約書 ※自動車を事前登録しない場合(レンタカー、車検、修理等の代車等)は、②④は不要	①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証または軽自動車届出済証(※) ③運転免許証(障害者本人が運転する場合のみ) ④ETCカード(本人名義のもの。20歳未満の場合、親権者その他の法定代理人等名義でも可) ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書等(ETC車載器の管理番号がわかるもの) ⑥割賦契約書またはリース契約書

※電子車検証で申請する場合は、電子車検証と自動車検査証記録事項をご持参ください。

※ETCを利用する場合は、オンラインによる申請が可能です。<https://www.expressway-discount.jp>
(ご利用にはマイナンバーカードと「マイナポータル」への登録が必要です。)



【更新申請】

- ◎障害者割引の適用には有効期限があります。(有効期限は手帳に記載します。)
- ◎更新申請は、割引有効期限の2か月前から行うことができます。

【問合せ】

有料道路ETC割引登録係(割引の内容に関すること)

TEL 045-477-1233(受付時間：平日9時～17時)

障害福祉課 管理係(申請手続きに関すること)

TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

駐車禁止除外指定車標章の交付申請ができます

心身に障害があり、駐車禁止除外対象の基準に該当するかたは、駐車禁止規制の適用から除外される場合があります。次の窓口で相談してください。

【問合せ】

四日市南警察署交通課 新正五丁目5-5 TEL 059-355-0110
 四日市北警察署交通課 大字羽津4452 TEL 059-366-0110
 四日市西警察署交通課 菟野町大字大強原3241 TEL 059-394-0110

おもいやり駐車場利用証制度

公共施設や商業施設に設置されているおもいやり駐車場の利用証を交付します。

【対象者】

視覚障害1～4級、聴覚障害2・3級、平衡機能障害3・5級、上肢障害1・2級、下肢障害1～6級、体幹機能障害1～3・5級、内部障害(心臓、じん臓等)1～4級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護1～5の高齢者、特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者、母子健康手帳取得時～産後2年の妊産婦等(多胎児妊産婦は産後3年)、けが人その他のいずれかに該当し、歩行が困難なかた

【問合せ】

三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課 施設整備・ユニバーサルデザイン班

TEL 059-224-3349 FAX 059-224-2270

【申請手続】

三重県ホームページから電子申請

https://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/73426012526_00001.htm



【窓口での申請(四日市市内)】

- ◎三重県北勢福祉事務所(四日市市新正四丁目21-5(三重県四日市庁舎2階 福祉課) 即日交付可)
- ◎障害福祉課
- ◎保健予防課(精神障害者、特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者)
- ◎こども家庭センター(妊産婦、小児慢性特定疾病医療費受給者)

【申請時に必要なもの】

身体障害のあるかた	身体障害者手帳
知的障害のあるかた	療育手帳
精神障害のあるかた	精神障害者保健福祉手帳
要介護高齢者等	介護保険被保険者証
難病患者	特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)又は小児慢性特定疾患医療受診券
妊産婦	母子健康手帳 ※妊産婦のかたは出産(予定)日が必須です。
けが人	医師の診断書又は証明書
その他	医師の診断書又は証明書



※申請書預かり窓口 中部を除く各地区市民センターにも申請書が置いてあります。

※代理人が申請される場合は、上記と合わせて代理人のかたの本人確認書類(運転免許証等)が必要です。